

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」の概要 (資料3-1)

平成30年3月消費者庁

(検討会(座長:湯川剛一郎東京海洋大学教授)は、平成29年4月から10回開催)

検討会の背景

- 遺伝子組換え表示制度は、その導入から15年以上が経過し以下の点に変化が生じている可能性があった。
 - ・ 遺伝子組換え農産物の作付面積増加に伴う流通実態
 - ・ 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術
 - ・ 遺伝子組換え食品に対する消費者の意識

基本的考え方

- 日本国内で食品として流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けており、**安全性は確保されている**。
- 消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を実現するための表示制度の構築が必要。

論点①表示義務対象品目

- 現行制度
安全性が確認された8農作物及びそれを原材料とした33加工食品群(豆腐や納豆など組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目)
- 整理の方向性
表示の信頼性及び監視可能性の観点から**現行制度を維持**。今後再現性のある検査法が確立された品目は義務対象へ追加することが適当。

論点②表示義務対象原材料の範囲

- 現行制度
加工食品において、主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)
- 整理の方向性
事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度等の観点から、**現行制度を維持**。

論点③「遺伝子組換え不分別」の表示

- 現行制度
分別生産流通管理がされていないものについて「遺伝子組換え不分別」と表示
- 整理の方向性
事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、「遺伝子組換え不分別」の表現に代わる、実態を反映した**分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し**、Q&A等に示す。

論点④-1義務表示が免除される遺伝子組換え農産物の混入率

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて遺伝子組換え農産物の混入が5%を超える場合に、「遺伝子組換え不分別」である旨の義務表示が必要。
- 整理の方向性
原材料の安定的な調達が可能となる可能性や検査に係る作業量やコストの増大などの観点から、**現状維持**。

論点④-2「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件

- 現行制度
大豆及びとうもろこしについて分別生産流通管理を適切に行なっている場合、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が可能。
- 整理の方向性
「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を現行制度の「5%以下」から**「不検出」に厳格化**。

国における今後の取組み

- 説明会の実施等により、遺伝子組換え農産物の実情や遺伝子組換え表示制度の普及・啓発活動を積極的に行なう。
- 実態把握のためのモニタリング調査を行ない、必要に応じて制度の見直しを行なう。

日本及び諸外国における「遺伝子組換え」表示が免除される混入率及び
「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率

	日本	韓国	豪州	EU
「遺伝子組換え」表示が免除される混入率※1	5%以下	3%以下	1%以下	0.9%未満
「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率	5%以下	意図せざる混入がない(0%)	規定なし※2	0.1%未満 (フランス、ドイツ)

※1 日本は、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示が免除される混入率のことを指す。

※2 「豪州消費者法(The Australian Consumer Law)」において、商品やサービスに虚偽の表示をしてはならない旨を規定。